

第41回世界遺産委員会決議

資料3内訳

- 第41回世界遺産委員会決議(英文と仮訳) . . . 1
- 第1回科学委員会資料(平成29年8月4日斜里町)
「第41回世界遺産委員会決議における対応について」
 - ・ 勧告文と担当ワーキング . . . 10
 - ・ 勧告対応に向けたスケジュール(案) . . . 11

- 第39回世界遺産委員会決議(仮訳 関係部分のみ抜粋) . . . 13

【第41回世界遺産委員会決議の経過】

- 平成28年(2016年)11月25日
知床の保全状況報告が世界遺産委員会に受理される
- 平成29年(2017年)5月19日
ユネスコのホームページで決議案公表
- 平成29年(2017年)6月 8日
ユネスコのホームページで審議対象とする遺産を公表
～知床は審議対象とならず、決議案のまま決議される見込みとなった～
- 平成29年(2017年)7月2日～12日
ユネスコ世界遺産委員会開催(ポーランド クラクフ)
- 平成29年(2017年)7月5日(現地時間)
知床の決議案が採択された。

第41回世界遺産委員会決議について

(英文と仮訳)

【第39回世界自然遺産委員会決議39COM7B.13に係る知床の保全状況報告の経過】

○平成29年(2017年)11月25日

知床の保全状況報告が世界遺産委員会に受理される

○平成29年(2017年)5月19日

ユネスコのホームページで決議案公表

○平成29年(2017年)6月 8日

ユネスコのホームページで審議対象とする遺産を公表

～知床は審議対象とならず、決議案のまま決議される見込みとなった～

○平成29年(2017年)7月2日～12日

ユネスコ世界遺産委員会開催(ポーランド クラクフ)

○平成29年(2017年)7月5日(現地時間)

知床の決議案が採択された。



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

Organisation
des Nations Unies
pour l'éducation,
la science et la culture

World Heritage

41 COM

WHC/17/41.COM/7B

Paris, 19 May 2017

Original: English / French

**UNITED NATIONS EDUCATIONAL, SCIENTIFIC
AND CULTURAL ORGANIZATION**

**CONVENTION CONCERNING THE PROTECTION OF
THE WORLD CULTURAL AND NATURAL HERITAGE**

WORLD HERITAGE COMMITTEE

Forty-first session

**Krakow, Poland
2-12 July 2017**

**Item 7B of the Provisional Agenda: State of conservation of properties
inscribed on the World Heritage List**

SUMMARY

This document contains information on the state of conservation of properties inscribed on the World Heritage List. The World Heritage Committee is requested to review the reports on the state of conservation of properties contained in this document. The full reports of Reactive Monitoring missions requested by the World Heritage Committee are available at the following Web address in their original language: <http://whc.unesco.org/en/sessions/41COM/documents>

All previous state of conservation reports are available through the World Heritage State of conservation Information System at the following Web address:

<http://whc.unesco.org/en/soc>

Decision required: The World Heritage Committee may wish to adopt the draft Decision presented at the end of each state of conservation report.

30. Shiretoko (Japan) (N 1193)

Year of inscription on the World Heritage List 2005

Criteria (ix)(x)

Year(s) of inscription on the List of World Heritage in Danger N/A

Previous Committee Decisions see page <http://whc.unesco.org/en/list/1193/documents/>

International Assistance

N/A

UNESCO Extra-budgetary Funds

N/A

Previous monitoring missions

February 2008: joint World Heritage Centre/ IUCN Reactive Monitoring mission

Factors affecting the property identified in previous reports

- Water infrastructure (River engineering, in particular dams, impeding or restricting fish migration, including major runs of salmonids);
- Aquaculture (Management of commercial fisheries, including coordination and cooperation with neighbouring State Parties);
- Hyper-abundant species (Excessive population density of Sika Deer affecting forest regeneration and vegetation more broadly);
- Impacts of tourism/visitor/recreation, Management system/Management plan (Tourism and visitor management);
- Climate change and severe weather events (Anticipated effects of climate change).

Illustrative material see page <http://whc.unesco.org/en/list/1193/>

Current conservation issues

On 25 November 2016, the State Party submitted a report on the state of conservation of the property, which is available at <http://whc.unesco.org/en/list/1193/documents>. The report responds to Decision **39 COM 7B.13** (Bonn, 2015) with a focus on the management of Steller's Sea Lion and ongoing efforts to optimize fish habitat by removing or adapting human-made structures in or across watercourses. The report can be summarized as follows:

- Individuals of Steller's Sea Lion belonging to the Asian group of the Western subspecies are seasonally present in and around the property. In response to predation on commercial fish stocks and damage to gillnets, the Hokkaido Fishing Zone Coordination Commission sets an "Annual Catch Limit" (ACL), under the supervision of the Fisheries Agency of Japan and the Hokkaido government, by calculating a "Potential Biological Removal" based on data from past seasons. The State Party has recently moved to determining a separate catch limit for the Nemuro Strait, which includes the property. Acknowledging limited data for the Nemuro Strait, the ACL was maintained at 15 individuals, whereas it was strongly increased elsewhere in Japan. The current ACL for the Nemuro Strait is to be revised according to the results of future estimates and studies. The State Party acknowledges serious challenges in terms of establishing reliable numbers. Conventional visual counts are "not appropriate", as visiting Steller's Sea Lion have changed their behaviour due to disturbance from commercial and sports fishing, tourism and non-lethal deterrence activities;
- Further review of options to restore the Rurika River is reported. The river is located centrally in the property and of extraordinary importance for salmon runs. Under the overarching goal to

eventually restore the river to “as natural a state as possible”, further dam modifications to optimize migratory passage and spawning habitat are under ongoing discussion and modelling, including partial and complete dam removal. The efforts attempt to balance conservation with asset protection and coastal fishing. Pending further analysis of and experimentation with alternatives, the removal of the bridge crossing the Rusha River is under ongoing discussion, to be detailed in future reporting. The Committee recommendation to invite an IUCN Advisory mission will be discussed in 2018.

Analysis and Conclusions of the World Heritage Centre and IUCN

The further analysis of the competition between Steller’s Sea Lion and commercial fisheries is welcomed. While fully appreciating the State Party’s concerns about Steller’s Sea Lion, it is noted that the current IUCN Red List status of the subspecies occurring seasonally in the property (*Eumetopias jubatus ssp. jubatus*) is “EN” (endangered, <http://www.iucnredlist.org/details/17367725/0>), whereas the status of the overall species was changed from “EN” to “NT” (near-threatened) in 2012 (<http://www.iucnredlist.org/details/8239/0>). The Red List information highlights that the drastic population collapse of the subspecies by 69% from 1977 to 2007 remains poorly understood. In light of the endangered status, the massive, recent and unexplained population collapse and the State Party’s acknowledgement of methodological and data challenges, the commitment to an adaptive and precautionary approach is welcomed. Even though the IUCN Red List entry notes that there is “no evidence to suggest that intentional killing of Sea Lions currently occurs at any level that could be limiting recovery”, it is questionable whether selective culling of wintering individuals of a population known for wide dispersal across the territorial waters of several countries can be a tenable management approach, even from the narrow perspective of commercial fisheries. Further analysis of both the population dynamics of Steller’s Sea Lion and the multiple pressures on commercial fish stocks and investment in alternatives to culling, such as reinforced gill nets, are recommended. As far as possible, such efforts should be coordinated among all range countries. Furthermore, the reported behavioural changes of Steller’s Sea Lion in response to disturbance and deterrence raises questions in terms of impacts on other species.

Further discussion of, and investment in, restoring the naturalness of watercourses by partially or fully removing constraints to the extraordinary salmon runs in the property are also welcomed. Given that salmon migration is a vital element of the property’s Outstanding Universal Value (OUV), including as a major component of food webs and a complex ecological link between terrestrial, freshwater and marine ecosystems, it is strongly recommended that the Committee request the State Party to fully implement previous Committee decisions in that regard. In line with the most recent Committee Decision (**39 COM 7B.13**) which considered that the benefits of the three check dams for disaster risk reduction are outweighed by their impacts on the OUV of the property, it is argued that, especially on the Rusha River, every effort should be made to remove persistent constraints to explicitly recognized conservation values in the property. It should be recalled that impacts of river engineering are not restricted to migrating salmon, but affect river and coastal ecosystems in many ways, and that river transportation of sediments and woody debris are important ecological processes, while solutions are needed to ensure access for local resource users and emergency access. An IUCN Advisory mission, possibly in conjunction with IUCN’s Species Survival Commission, could considerably contribute to an informed decision-making process.

Finally, it should be recalled that the 2008 Reactive Monitoring mission recommended, among others, the consideration of the establishment of a Particularly Sensitive Sea Area (PSSA) and the revision of the management plans (including the Multiple Use Marine Management Plan), and also identified challenges as regards Sika Deer, tourism and climate change. It is recommended that the Committee request the State Party to include an update of all five of these issues in its future state of conservation report.

Draft Decision: 41 COM 7B.30

The World Heritage Committee,

1. Having examined Document WHC/17/41.COM/7B,

2. Recalling Decisions **36 COM 7B.12** and **39 COM 7B.13**, adopted at its 36th (Saint-Petersburg) and 39th (Bonn, 2015) sessions respectively,
3. Notes with appreciation that the State Party is committed to an adaptive and precautionary approach to the culling of the endangered subspecies of Steller's Sea Lion occurring seasonally in the property, and urges the State Party to reconsider the culling of this species in light of significant data and methodological challenges in establishing reliable Annual Catch Limits;
4. Encourages the State Party to coordinate with neighbouring States Parties on the management of fisheries to ensure the protection of the Steller's Sea Lion population;
5. Notes that further discussion and analysis of options to remove persistent obstacles to salmon migration and spawning is ongoing and, recalling that the benefits of the three check dams on the Rusha River for disaster risk reduction are outweighed by their impacts on the Outstanding Universal Value (OUV) of the property, strongly urges the State Party to continue and strengthen its efforts to restore the property to the most natural state possible;
6. Reiterates its recommendation to the State Party to consider inviting an IUCN Advisory mission, possibly in conjunction with the IUCN Species Survival Commission's Salmonid Specialist Group, to provide further advice on this matter;
7. Requests the State Party to provide updated information on the revised management plans (including the Multiple Use Marine Management Plan), the management of Sika Deer, tourism, consideration of climate change and the analysis of the usefulness and feasibility of the establishment of a Particularly Sensitive Sea Area (PSSA) in its future report to the Committee, and to submit an electronic copy of the most recent Management Plans to the World Heritage Centre, for review by IUCN;
8. Also requests the State Party to submit to the World Heritage Centre, by **1 December 2018**, an updated report on the state of conservation of the property and the implementation of the above, for examination by the World Heritage Committee at its 43rd session in 2019.

30. 知床（日本）（N 1193）

世界遺産一覧表記載年：2005

評価基準：(ix)(x)

危機遺産一覧表記載年：該当なし

以前の委員会決定のウェブページ：<http://whc.unesco.org/en/list/1193/documents/>

国際援助：N/A

UNESCO 外部資金：該当なし

以前に実施されたモニタリングの現地調査：

2008年2月：世界遺産センター／IUCN 合同リアクティブ・モニタリング・ミッション

以前の報告で特定されている資産に影響を与えている要因

- ・水関係インフラ施設（河川工作物、特に、大規模なサケ科魚類の遡上を含む魚類の移動を阻害または制限しているダム）；
- ・水産養殖（近隣締約国との連携・協力を含む、商業漁業の管理）；
- ・超高密度化した種（森林、より広い意味では植生の再生に影響を与えているシカの過剰な個体数密度）；
- ・観光／訪問／娯楽の影響、管理制度／管理計画（観光及び訪問者管理）；
- ・気候変動及び深刻な気象現象（気候変動によって見込まれる影響）；

説明資料のウェブページ：<http://whc.unesco.org/en/list/1193/>

現在の保全上の課題

2016年11月25日、締約国は資産の保全状況に関する報告書を提出した。当該報告書は次の URL にて入手可能である <http://whc.unesco.org/en/list/1193/documents>。報告書は決議 39COM 7B.13（ボン、2015年）に対応するものであり、トドの管理及び河川の流の中または流れを横断する人工構造物の撤去又は改善による魚類の生息環境の最適化のために現在行われている取組に焦点を当てたものとなっている。この報告は次の様に要約することができる：

- ・西部亜種（系群）のアジア集団に属しているトドは、季節的に資産及びその周辺に來遊している。商業漁業資源の捕食及び刺し網への被害に対する対応として、水産庁及び北海道の監督の下、過去のシーズンから得られたデータに基づいて「生物学的な採捕可能数」を計算することにより、北海道連合海区漁業調整委員会は「年間の採捕数の最高限度数（ACL）」を定めている。締約国は近年、資産を含む根室海峡への來遊群について独自の捕獲上限数を決定するようになってきている。日本の他の場所では ACL は大きく増加しているのに対し、根室來遊群についてはデータが限られていることから 15 頭に維持されている。根室來遊群についての現行 ACL は、今後の推定や調査の結果に応じて修正され

る見込みである。締約国は信頼できる数字を確立することは難しい課題であることを認識している。トドは商業漁業及び遊漁、観光活動や非致命的追い払い作業によるかく乱で行動を変えるため、従来の目視調査によるカウントは「不適」である；

- ・ルシャ川を回復するための選択肢の更なる見直しについても報告されている。ルシャ川は資産の中心部に位置し、サケ科魚類の遡上にとって極めて重要である。ルシャ川を最終的に「できうる限り自然に近い形」に戻すという包括的目標の下、移動経路及び産卵環境を最適化するための更なるダム改善について、ダム堤体の一部及び完全撤去を含め、現在シミュレーションや議論が行われている。こうした取組は保全と財産保護及び沿岸漁業との調和を試みるものである。代替措置についての更なる解析と試験結果を待ちつつ、ルシャ川を横断する橋の撤去については現在議論中であり、将来の報告で詳細が説明される予定である。IUCN の諮問ミッション招聘に関する委員会の勧告は 2018 年に検討される予定である。

世界遺産センター及び IUCN の分析と結論

トドと商業漁業の競合に関する更なる分析は歓迎される。トドに関する締約国の懸念を十分に尊重する一方で、種全体としての IUCN レッドリストにおける位置づけは 2012 年に「EN」から「NT」に変更されたものの (<http://www.iucnredlist.org/details/8239/0>)、この資産に季節的に来遊する同亜種 (*Eumetopias jubatus* ssp. *jubatus*) の位置づけは「EN」である (<http://www.iucnredlist.org/details/17367725/0>)。レッドリストの情報は、1977 年から 2007 年にかけて同亜種の個体数が 69% も劇的に減少した理由がほとんどわかっていないままであることを強調している。こうした危機的な状況、大規模、最近かつ原因不明の個体群の大減少、並びに締約国による手法面及びデータ面の課題の認識にかんがみ、順応的かつ予防的なアプローチに対するコミットメントが歓迎される。IUCN レッドリストは「どのような水準であれ、トドの回復を制限するような意図的な捕殺が現在発生していることを示唆する証拠は無い」と述べているが、複数の国の領海にまたがって広く分散していることが知られている個体群の越冬個体を選択的に駆除することが、商業漁業という狭い観点からであったとしても、批判に耐えうる管理アプローチであるかは疑問の余地がある。トドの個体群動態及び商業漁業資源への複数の圧力の双方についての更なる分析と、刺し網の頑強化といった駆除に代わる措置への投資が推奨される。可能な限り、そうした取組は全ての生息国の間で調整されるべきである。更に、かく乱や追い払いに対するトドの行動変化の報告は、他の種への影響という点で疑問を生じさせる。

資産におけるたぐいまれなサケの遡上の制約を部分的または完全に取り除くことによって河川の水の流れの自然さを取り戻すことに関する更なる議論及び投資は歓迎される。サケの移動が、食物網及び陸域、淡水域及び海域の生態系の複雑な生態学的なつながりの主要な構成要素という点など、資産の OUV にとって極めて重要な要素であることを踏まえれば、委員会として締約国に本件に関する以前の複数の委員会決議を完全に実施するように要請

することが勧告される。最も新しい委員会決議（39 COM 7B.13）では、3つの砂防ダムの防災面における便益よりも資産の OUV に与える影響の方が大きいと思慮されており、特にルシャ川について、明確に認識されている資産の保全価値に対する永続的な制約を取り除くためにあらゆる努力が払われるべきであると考えられる。河川工作物の影響はサケの移動にとどまらず、様々な形で河川と沿岸の生態系に影響を及ぼすこと、また堆積物や倒流木の河川による運搬は重要な生態学的プロセスでもあること、その一方で、現地の資源利用者のためのアクセスや緊急時のアクセスを確保するための解決策も必要とされていることを思い起こす必要がある。IUCN/SSC とおそらく合同で実施する IUCN 諮問ミッションが、十分な情報に基づく意思決定プロセスに大きく貢献できる可能性がある。

最後に、2008年のリアクティブ・モニタリング・ミッションが、特別敏感海域（PSSA）の設置検討と（多利用型海域管理計画を含む）管理計画の改訂などを勧告したほか、シカ、観光及び気候変動に関する課題についても特定したことを想起すべきである。世界遺産委員会が締約国に対してこれら 5 つの事項すべての最新状況を将来の保全状況報告に含めることを要請することが勧告される。

決議案：41 COM 7B.30

世界遺産委員会は、

1. 文書 WHC/17/41.COM/7B を検討した上で、
2. 第 36 回委員会会合（サンクトペテルブルク）及び第 39 回委員会会合（ボン、2015 年）で採択された決議 36 COM 7B.12 及び 39 COM 7B.13 を想起し、
3. 資産内に季節的に来遊するトドの絶滅危惧亜種の駆除について、締約国が順応的かつ予防的なアプローチにコミットしていることを評価して留意し、その上で締約国に対し、信頼できる年間採捕上限数の設定にはデータ及び手法面での多大な課題があることに照らし合わせ、同種の駆除を再考するよう勧奨する（urges）；
4. 締約国に対し、トドの個体群の保護を確保するために、漁業の管理について近隣の締約国と連携することを奨励する（encourages）；
5. サケの移動及び産卵の永続的な障害物を除去するための選択肢の更なる議論及び分析が現在進行中であることに留意し、また、ルシャ川の 3 つの砂防ダムの防災上の便益よりもそれらが資産の OUV に及ぼす影響の方が大きいことを想起し、締約国に対し、資産を可能な限り最も自然な状態に回復するための努力を継続及び強化するよう強く勧奨する（strongly urges）；
6. 本件についての更なる助言を提供するために、おそらくは IUCN/SSC のサケ科魚類専門家グループとの合同による、IUCN の諮問ミッションの招聘を検討することについての勧告を改めて表明する（Reiterates its recommendation）；
7. 締約国に対し、（多利用型海域管理計画を含む）改訂管理計画、シカ及び観光の管理、気候変動に関する考慮、特別敏感海域（PSSA）設置の有用性及び実現可能性に関する分

析について、最新の情報を将来の委員会に対する報告の中で提供するとともに、IUCN によるレビューのため、最新の管理計画の電子コピーを世界遺産センターに提出することを要請する (requests) ;

8. 更に締約国に対し、2019 年の第 43 回世界遺産委員会会合による検討のため、2018 年 12 月 1 日までに、資産の保全状況及び上記の実施状況についての最新の報告書を、世界遺産委員会に提出するよう要請する (requests)。

第41回世界遺産委員会決議に係る対応について

資料3-1

●勧告文（仮訳）と担当ワーキンググループ（案）

決議案：41 COM 7B.30 世界遺産委員会は、 1. 文書 WHC/17/41.COM/7B を検討した上で、 2. 第36回委員会会合（サンクトペテルブルク）及び第39回委員会会合（ボン、2015年）で採択された決議36 COM 7B.12 及び39 COM 7B.13 を想起し、	
勧 告	対応の方向性（案）
3. 資産内に季節的に来遊するトドの絶滅危惧亜種の駆除について、締約国が順応的かつ予防的なアプローチにコミットしていることを評価して留意し、その上で締約国に対し、信頼できる年間採捕上限数の設定にはデータ及び手法面での多大な課題があることに照らし合わせ、同種の駆除を再考するよう <u>勧奨する</u> (urges) ;	【海域WG及び事務局にて検討、対応】
4. 締約国に対し、トドの個体群の保護を確保するために、漁業の管理について近隣の締約国と連携することを <u>奨励する</u> (encourages) ;	【海域WG及び事務局にて検討、対応】
5. サケの移動及び産卵の永続的な障害物を除去するための選択肢の更なる議論及び分析が現在進行中であることに留意し、また、ルシャ川の3つの砂防ダムの防災上の便益よりもそれらが資産のOUVに及ぼす影響の方が大きいことを想起し、締約国に対し、資産を可能な限り最も自然な状態に回復するための努力を継続及び強化するよう <u>強く勧奨する</u> (strongly urges) ;	【河川工作物AP及び事務局にて検討、対応】
6. 本件についての更なる助言を提供するために、おそらくはIUCN/SSCのサケ科魚類専門家グループとの合同による、IUCNの諮問ミッションの招聘を検討することについての勧告を改めて表明する (Reiterates its recommendation) ;	【河川工作物AP及び事務局にて検討、対応】
7. 締約国に対し、(多利用型海域管理計画を含む)改訂管理計画、シカ及び観光の管理、気候変動に関する考慮、特別敏感海域(PSSA)設置の有用性及び実現可能性に関する分析について、最新の情報を将来の委員会に対する報告の中で提供するとともに、IUCNによるレビューのため、最新の管理計画の電子コピーを世界遺産センターに提出することを <u>要請する</u> (requests) ;	【海域WG、エゾシカ・ヒグマWG、エコツアーWG及び事務局にて検討、対応】
8. 更に締約国に対し、2019年の第43回世界遺産委員会会合による検討のため、2018年12月1日までに、資産の保全状況及び上記の実施状況についての最新の報告書を、世界遺産委員会に提出するよう <u>要請する</u> (requests)。	【科学委員会及び事務局にて検討、対応】

● 勧告対応に向けた作業スケジュール（案）

年月	河川 AP	海域 WG	エゾシカ・ヒグマ WG	エコツアーWG	科学委員会	地域連絡会議	遺産管理事務局
2017年7月	7月19日 勧告決議採択						
8月	【会議】 ・ 勧告について報告 ・ 対応の検討	【会議】 ・ 勧告について報告 ・ 対応の検討			【会議】 ・ 勧告について報告 ・ 勧告に対する担当 WG 案提案		科学委員会及び各 WG で 出された対応の方向性 案に対する意見をとり まとめ、事務局対応案
9月				【会議】 ・ 勧告について報告 ・ 対応の検討		【会議】 ・ 勧告について報告 ・ 勧告に対する担当 WG 報告	骨子を作成
10月							
11月	対応案骨子に基づき対 応案を作成・報告書素 案の作成	対応案骨子に基づき対 応案を作成・報告書素 案の作成	【会議】 対応案骨子に 基づき対応案を作成・ 報告書素案の作成、意 見聴取	対応案骨子に基づき対 応案を作成・報告書素 案の作成	(委員長・座長に情報 提供)		
12月							
2018年1月							事務局としての対応案 及び報告書素案確定
2月	【会議】 対応案及び報 告書素案提案、確認	【会議】 対応案及び報 告書素案提案、確認	【ML】 対応案及び報告 書素案提案、確認	【会議】 対応案及び報 告書素案提案、確認	【会議】 対応案及び報 告書素案提案、確認		
3月						【会議】 対応案及び報 告書素案確認	対応案及び報告書素案 の確定

4月	報告書案の検討・調整	報告書案の検討・調整	報告書案の検討・調整	報告書案の検討・調整	報告書案の検討・調整		報告書案の作成
5月	(適宜 ML 活用)	(適宜 ML 活用)	(適宜 ML 活用)	(適宜 ML 活用)	(適宜 ML 活用)		
6月							
7月							報告書案(統合版)確認・調整
8月	報告案(3、4、7)の確認	報告案(5、7)の確認		報告案(7)の確認	報告書案の最終確認		英訳作業開始
9月						【会議】報告書案の報告	
10月							修正案締め切り
11月							英訳作業終了 関係機関確認、本省調整 報告書提出
12月	12月1日 保全状況等報告書提出締切						

第 39 回世界遺産委員会決議 39COM7B.13 に係る
知床の保全状況報告
(仮訳)

関係分のみ

日本政府
平成 28 年 11 月

・知床（日本）（N 1193）

1. 報告書の要約

我が国は、世界遺産委員会決議（39COM 7B.13）で示された決議項目について、環境省・林野庁・文化庁・北海道・その他関係機関の連携の下、知床世界自然遺産地域科学委員会（海域ワーキンググループ及び河川工作物アドバイザー会議）における科学的検討を踏まえて、以下のとおり報告する。

- ・ 決議項目3について、本報告ではトドの採捕上限頭数の決定手法、採捕数の現状と今後の見直しの方向性、個体数の動向及びトドの来遊状況調査の手法を示し、今後トドの個体数を維持するために、採捕上限頭数を定期的に点検・調節していく。
- ・ 北海道に来遊するトドについては、水産庁が毎年、管理の科学的根拠となる採捕可能頭数について北海道に示し、北海道の要請により、北海道連合海区漁業調整委員会が採捕数の最高限度数を定めている。2014/15の来遊期からは、日本海来遊群と根室（知床）来遊群に区分して年間の採捕可能頭数が示されている。
- ・ 日本海来遊群については、水産庁により新たに示された管理の基本的な考え方（①トドの絶滅の危険性がない範囲内でトドによる漁業被害を最小化することを目標とする、②絶滅危惧種に選定されるまでに個体数の減少を来した過去の経験を踏まえ、管理は予防原則に基づくとともに順応的管理の考え方を導入し行う）に基づき、年間の採捕可能頭数が科学的に計算されている。また、根室（知床）来遊群の採捕可能頭数については、個体群動態に関する知見が日本海側より乏しいことから、北海道が定めた直近の根室地区の採捕枠と同数とされており、これらの採捕枠を超えない範囲で適正な採捕管理を行うこととしている。
- ・ なお、根室（知床）来遊群の採捕上限数については、今後算出される来遊数推定値や来遊群の遺伝学的特性に関する調査結果等を基に見直しを検討する。
- ・ ルシヤ地区は、知床世界自然遺産地域の核心地域に位置していることに鑑み、サケ科魚類の産卵環境をできうる限り自然に近い形に戻す考えである。
- ・ ダムの更なる改善については、沿岸域の漁場への土砂及び立木の流出、ルシヤ川を横断する道路や橋への影響を考慮しながら、検討を行っている。
- ・ ルシヤ川を横断する橋の廃止については、代替路の模索を行った後、検討を行う予定である。
- ・ ダム改善及び橋の廃止に関する検討結果については、2019年に報告する予定である。
- ・ IUCNの諮問ミッションの招聘については、2018年に検討を行う予定である。

また、保全状況報告書へのパブリックアクセスは受容できる。

2. 世界遺産委員会決議への対応

日本は、第39回世界遺産委員会決議 39 COM 7B.13 において決定された項目に対し、以下のとおり誠意をもって報告する。

【決議項目6】

更に締約国に対し、ルシャ川の3つのダムの影響を十分に緩和するため、地方自治体及び地域住民と緊密に協議しつつ、これらのダムについて完全撤去という選択肢の検討を含む更なる改善を継続すること、また、水面下のコンクリートの除去という選択肢も検討すること、更に、表流水と伏流水の正常な流れを回復させるとともに河川の枝別れや蛇行化を促進することでサケ科魚類の産卵環境を改善させるために、旧孵化場に通じる道路や橋を完全に廃止・撤去することを、強く勧める (urges)。

- e) ルシャ地区は、知床世界自然遺産地域の核心地域に位置していることに鑑み、決議を踏まえたダムの改善を進めることにより、ルシャ川におけるサケ科魚類の産卵環境をできる限り自然に近い形に戻す考えである。
- ダムの更なる改善については、沿岸域の漁場への土砂及び立木の流出、ルシャ川を横断する道路や橋への影響を考慮しながら、専門家の意見を聞いて検討を行っている。
- また、ルシャ川を横断する橋の撤去については、地元漁業者の生活及び災害時の避難通路の確保を考慮して、検討を行っている。
- f) 3つのダムの更なる改善について
- ・ 2015年は、水理模型実験によって、ダム堤体の一部撤去によって生じる流路及び土砂流出量の変化に関する基礎データの収集を行った。それらの結果からは、ダム堤体の中央部40mを除去することで、表流水と伏流水の正常な流れを回復させ、サケ科魚類の産卵環境を改善する可能性が高いと予測された。
 - ・ 2016年は、ダム堤体の40m及び完全撤去数値シミュレーションの実施によって、ルシャ川河口から上流までの全長650mの範囲において、地形、土砂流出量、河床部土砂の粒径分布などにどのような変化が生じるかを調べている。
 - ・ 2017年は、水理模型実験及び数値シミュレーションの結果から、現地で求められる防災機能を検証した上で、ダム改善手法に関する方針案を取りまとめる予定である。
 - ・ 2018年は、改善方針案について地域の行政や住民と協議を行い、了解を得た後に正式決定し、2019年に改善方針を世界遺産委員会へ報告する予定である。
- g) ルシャ川を横断する橋の廃止について
- ・ サケ科魚類の遡上に影響を与えずに車両が川を横断できるように、自然石を川底に敷き詰めることを検討している。
 - ・ 今後、車両が横断する場所を特定し、2018年に試験的に石の敷き詰めを行う予定である。2019年に(現地実証により橋の代替として機能するかを検証し)試験結果を評価した後、橋の扱いを決定し、世界遺産委員会に報告する予定である。

【決議項目 7】

締約国及び IUCN の SSC サケ科魚類専門家グループに対し、現在得られる最善の科学的知見に基づき、最も適切かつ実践可能な解決策に関するコンセンサスを見出すこと、及び、これらの課題に関する助言を行う IUCN の諮問ミッションを招聘する可能性を検討することを勧告する (recommends)。

h) 専門家等による現地検討など

- ・ これまで、河川生態学、魚類、河川工学の専門家と行政機関で構成される河川工作物アドバイザー会議を定期的で開催し、当該地域のダム改良及び橋等の取扱い、産卵環境の改善などについて、現地検討及び議論を行ってきた。

i) 適切かつ実践可能な解決策について

- ・ 現在、ルシャ川のダム 3 基について、表流水と伏流水の正常な流れを回復させ産卵環境を改善できる改良方法について、実験、シミュレーションによる具体的検討を行っている。また、橋等の取扱いについては実証実験を行う予定である。これによって適切かつ実践可能な解決策が見いだせるものとする。

j) IUCN の諮問ミッション招聘について

- h)、i) の結果を踏まえて、専門家による改良方法が提示され、地域の行政や住民との協議が進むと見込まれる 2018 年に、IUCN の諮問ミッションを招聘するかどうか検討する。

3. 締約国が、資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性があるその他の保全に関する問題

なし

4. 作業指針第 172 項に基づく真実性・完全性を含む資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある構成資産及び緩衝地帯において予定される大規模な復元又は新規工事に関する説明

なし

5. 保全状況報告書へのパブリックアクセス

受容できる。

6. 代表者署名

文化庁長官

環境省自然環境局長

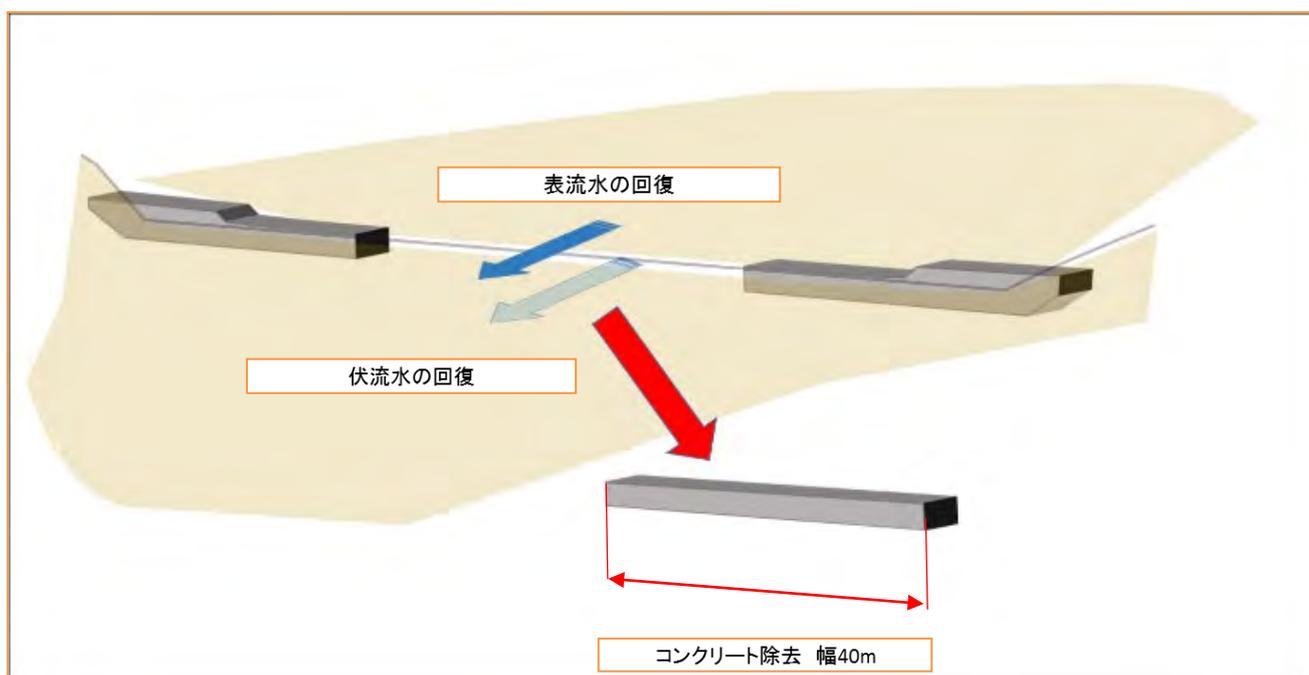
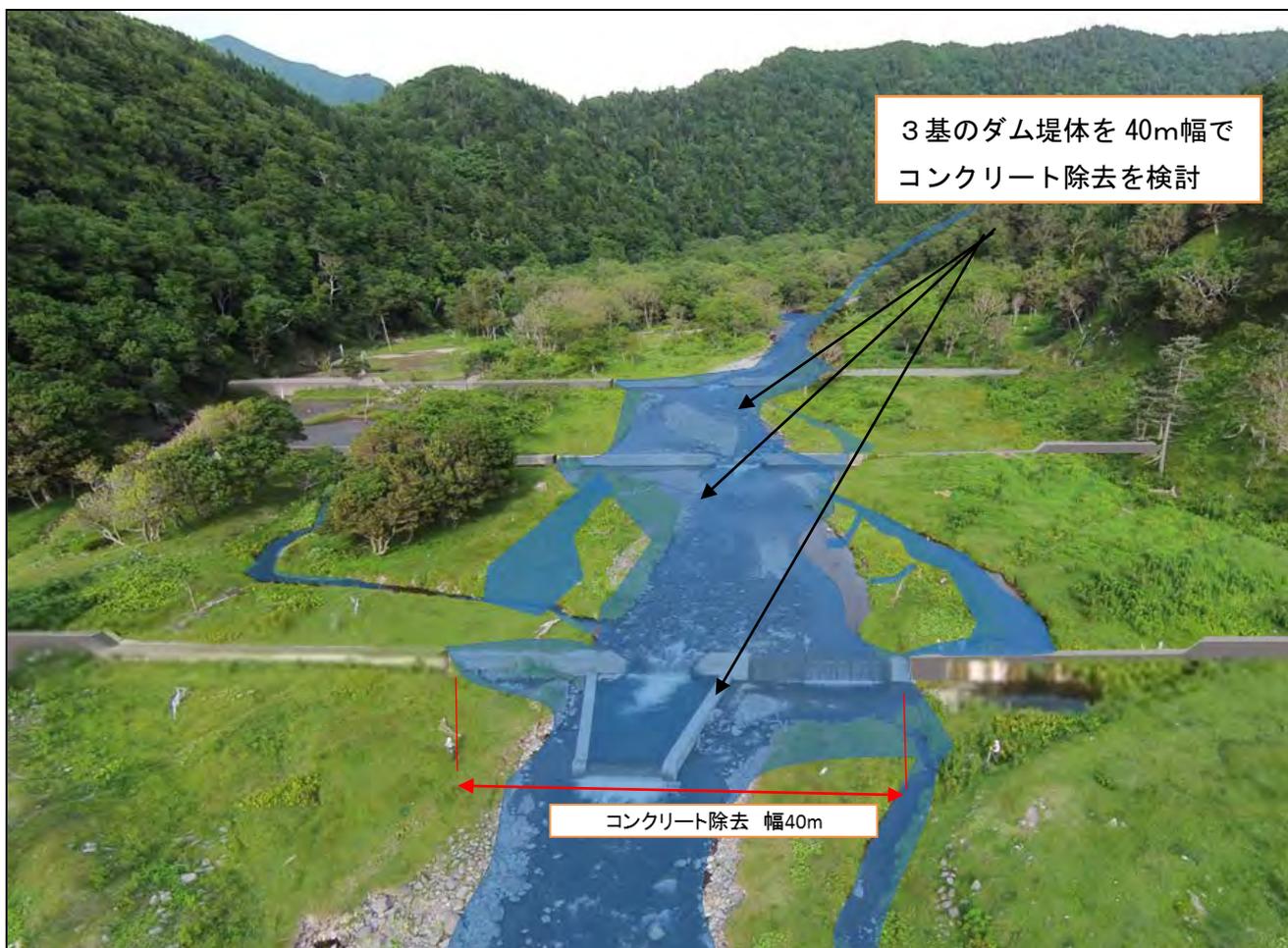
林野庁長官

別添1 ルシャ川の治山ダム改良検討について

別添2 魚類の遡上に影響を与えずに車両が川を横断できる自然石の敷き詰め

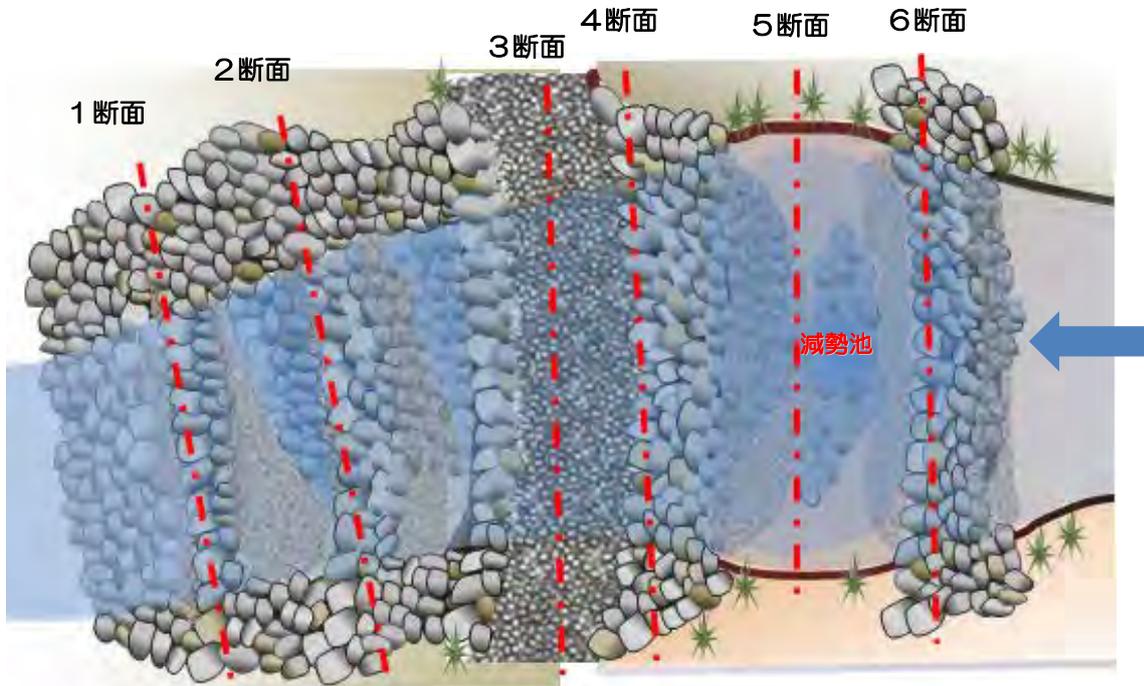
ルシャ川の治山ダム改良検討について

1 水面下のコンクリート除去後のイメージ



魚類の遡上に影響を与えずに車両が川を横断できる自然石の敷き詰め

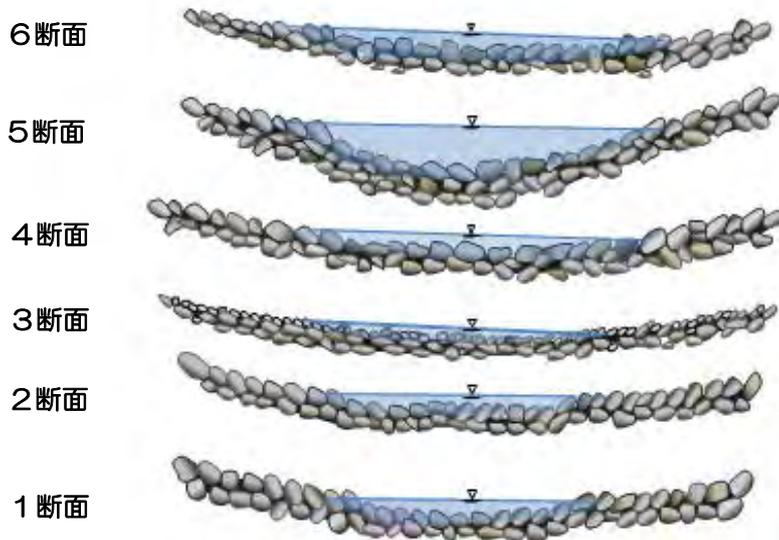
平面図



縦断面図



横断面図



○河床路前後については 50cm 前後の石組み帯工によって保護。

(横断形状は極端にならないように弓なり状 (アーチ状) にする。)